

## 国際法における子どもの権利条約第 12 条の解釈

国際基督教大学大学院 林 茉莉

### 1 研究の目的

本研究では、子どもの権利条約第 12 条（以下第 12 条）の具体的な解釈について、主に三つの観点から検討する。観点は、国際法における解釈手法である、条約の文言をそのまま解釈する方法、起草過程を解釈として位置付ける方法、一般的意見をはじめとする現時点の社会の発展や変化を踏まえた解釈をする方法を用いた時に、相違点が見られる部分または具体的意味が明らかになっていないものである。

### 2 研究の手法

難民法学者ハサウェイは、著書“The Rights of the Refugees Under International Law (2005)”において、条約の文言だけではなく、すべての解釈手法を重視し、さらに、現時点の社会の発展や変化を踏まえた解釈を用いる際に、条約の前文や付属書を根拠に、ほかの人権条約を検討することを重視した。

子どもの権利条約の前文には、世界人権宣言および人権に関する国際規約に掲げるすべての権利および自由を享有することができることを宣明し、合意したことを認めると記載されている。したがって、本条約は同宣言および同規約を、第 12 条の解釈手法に用いることができるといえる。

以上を踏まえ、一点目の観点に関しては、B 規約（国際人権規約）第 19 条の起草過程、二点目については、本条約と B 規約第 25 条の起草過程と一般的意見、三点目については現代の解釈と本条約の起草過程を主に用いて第 12 条の解釈を検討する。

### 3 研究の結果

#### (1) 第 12 条を行使できる子ども

第 12 条の条文でも一般的意見でも記されている「意見」について、B 規約第 19 条 1 項は、すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有するとしている。本条文の起草過程において、表現の自由といわれる 19 条 2 項は、適用範囲について議論があった一方で、19 条 1 項は、いかなる法律も意見を規制することはできず、いかなる権力もどのような意見を抱くべきか、あるいは抱かないべきかを決定することはできないとし、内なる自由としての絶対的な権利を示している。したがって、子どもも絶対的な権利を享受することができるという前提に立つと、子どもは意見を持つ権利があるため、第 12 条に記されている「自己の意見を形成する能力のある児童(政府訳)」はすべての子どもであり、おとなはその意見を引き出すための支援をおこなわなければならないといえる。

#### (2) 第 12 条と参加の権利

参加という文言は、第 12 条には含まれていないが、条約の起草過程を検討すると、1979 年の子どもの権利の法的な保護に関するワルシャワ会議の議事録には参加と書かれた草案があることが明らかになった。草案は、子どもは法的に成年に達する前であっても、身体的および精神的健康に関する重要な決定に参加できる必要があるとした。これにより、12 条は B 規約第 25 条にある広義の政治について、参加の概念を保障する場面があると理解することができる。

問題となるのが、子どもはどの程度まで参加をすることができるか、という点だ。B 規約第 25 条の 2 項は、すべての市民は直接に、または自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加する権利を保障している。しかし、本条文の起草過程・一般

的意見どちらも、政治に参加することに最低年齢を課すことは合理的な制限であるとしている。さらに、第12条の一般的意見でも同様に「子どもに影響を与える事柄」が政治的議題を意図していないとした。加えて、起草過程においても参政権を含むことの難しさが議論されており、子どもに政治参加を促すことのできる理解は存在しない。

しかし、人権という観点から、子どもが参政権を持たないことは合理的な制限ではないことを主張した研究も存在し<sup>(1)</sup>、この点について検討することが今後の研究課題である。

### (3) 第3条と第12条の関係性

第12条と自己決定権の概念が関連している場合、おとなが最善の利益を決定するという第3条との間に緊張関係が生まれる可能性がある。しかし、子どもの権利条約の起草過程では名前と国籍・教育の分野で自己決定権に関する議論や提案があったものの、支持を得られず棄却されており、第12条の起草過程では自己決定権の議論は確認されなかった。さらに、現時点の社会の発展や変化を踏まえた解釈からも、発達段階にある子どもは意見を表明する支援が必要であるにもかかわらず、自己決定権の理解では子どもに対する支援がなされないことなどが指摘されている<sup>(2)</sup>。以上から自己決定権と第12条を結びつけることは容易ではないといえる。

そこで、医療上の子どもの決定権をめぐる研究<sup>(3)</sup>と、子どもの権利の概念の先駆者であるヤヌシュ・コルチャックの文学作品<sup>(4)</sup>を主な根拠とし、関係的権利という概念を用いることにより、第3条と第12条の緊張関係がないことを明らかにできる。関係的権利とは、法学者マイノアの主張に基づく権利で、子どもの最善の利益を発見するために、子どもと対話を通じ、子どもに対する理解の刷新をするというおとなの義務を表す<sup>(5)</sup>。仮に子どもの意見が、おとなの判断に反していた際は、おとなが子どもの声を聴き続け、ともに最善の利

益を探求し、おとなが子どもの最善の利益を決定することが必要であるとされるため、両者に緊張関係がないことがわかる。

## 4 研究のまとめ・展望

本研究を通じて、いかなる子どもも第12条を行使する権利を有しており、参政権については議論が課題として残されているものの、第12条に参加の権利と理解することができ、第3条と第12条には緊張関係がないことが確認された。本研究がおこなった、発展的な解釈に限らず起草過程やほかの人権条約を前提とした法的な議論と、子どもの意見表明権の具体的な解釈の検討が、実践において、あらゆる子どもの意見表明権を守るための一助となることを願う。

### 参考文献・引用文献

- (1) Kiesewetter Benjamin. (2009). *Dürfen wir Kindern das Wahlrecht vorenthalten*. Franz Steiner Verlag. (ベンヤミン, キーゼヴェッター 寺田俊郎訳 (2011) 子どもに選挙権を与えないことは許されるか? 63-81, PRIME/明治学院大学国際平和研究所)
- (2) 世取山洋介 (2003) 「子どもの権利と子どもの性: 自己決定権アプローチと関係論的アプローチ」『Sexuality/人間と性教育研究協議会』(9), 24-32.
- (3) 大西健司 (2020) 「子どもの意見表明権と最善の利益原則との関係についての一考察: 医療上の子どもの決定権をめぐる英国判例を契機に」『杏林社会科学研究/杏林大学社会科学学会』, 36(4), 19-52.
- (4) 塚本智宏 (2007) 「コルチャック先生の教育者教育 若い教育者へのメッセージ: 著作からの抜粋・論文集」『名寄市立大学紀要』1, 115-131.
- (5) Minow Martha (1986) 「Rights for the next generation: A feminist approach to children's rights.」『Harv. Women's LJ』9, 1.